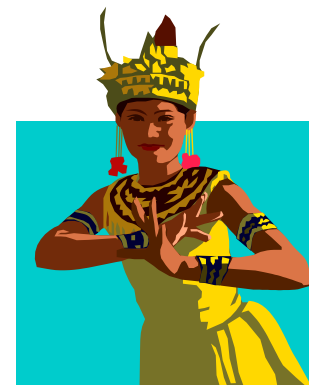




インドネシアでありがちな 日本企業の違法行為



インドネシア進出サポート
小野耕司





自己紹介



- 1975/4～1981/6 ヤマハ(株)入社 インドネシア工場立上支援分野配属
- 1981/6～1987/3 インドネシア工場生産課長 電子鍵盤楽器の組立生産
- 1987/3～1995/7 インドネシア工場長 電子楽器、ピアノ、ギターの輸出拠点化
- 1995/7～2005/3 帰国、インドネシアを普及品の生産拠点化するプロジェクト
- 2005/3～現在 ヤマハ退職、インドネシア進出サポートコンサルタントとして独立
インドネシア語翻訳・通訳

静岡大学客員教授、専修大学客員講師

独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)専門家


独立行政法人 中小企業基盤整備機構アドバイザー

一般社団法人海外事業支援センター(OBAC)アドバイザー

一般財団法人海外産業人材育成協会(AOTS)講師

一般社団法人日本インドネシアビジネス協会(ABJI)理事

などを経歴し、これまでのインドネシア進出支援企業数は約100社



インドネシアとの
関わりも50
年になりました
た



セミナー要旨



- インドネシアにおける日本企業で、社内に法務部門を持つ、あるいは法律事務所と緊密に連携している、大企業を除く多くの中小企業は、知らない内に現地の法律を犯していることがあります。
- 幸いにして発覚しなければ、結果良しで問題にはならないのですが、万が一関係機関に知られた場合は、改善指導に留まらず、企業や責任者に対する罰則の適用も考えられます。
- このセミナーでは、法務対応に脆弱な中小の日本企業でありがちな、色々な違法行為の事例20件を取り上げ、本来の正しい対処方法を解説します。

外国人が注意すべき刑法改訂案の内容



目次



1. 労働法違反①:5年を超えて期間契約社員として雇用している
2. 労働法違反②:12カ月以上の期間契約社員に福利厚生を与えていない
3. 労働法違反③:就業規則を作っていない
4. 労働法違反④:賃金テーブルを作って公開していない
5. 労働法違反⑤:人事評価制度を作って公開していない
6. 労働法違反⑥:更新された就業規則が雇用創出法案に則っていない
7. 労働組合法違反①:企業内労働組合結成を阻止している
8. 外国人雇用法違反①:日本人駐在員が従業員の雇用契約書に署名する
9. 外国人雇用法違反②:到着ビザで入国した技術者が工場の機械を修理する
10. 外国人雇用法違反③:非居住の日本人社長が半年を超えて無納税で滞在する
11. 外国人雇用法違反④:駐在員の奥さんが日本での経験を活かしてアルバイトをする
12. 税法違反①:本社からの親子ローンの利子を払わない
13. 税法違反②:日本人駐在員の社用車費用と社宅家賃を所得に計上していない
14. 税法違反③:設備機械の減価償却が税法に則っていない
15. 税法違反④:初年度は赤字だったので法人税の確定申告をしなかった
16. 投資法違反①:工場の一画を、知り合いの日本企業に賃貸して使わせる
17. 土地利用法違反①:土地の建築利用権を更新していない
18. 建築法違反①:工場建屋の裏の塀との空間を倉庫に改造した
19. 環境法違反①:有害な廃棄物を現地の産廃回収業者に引き取ってもらう
20. 貿易管理法違反①:高価な精密部品を個人荷物として無申告で日本から持ち込んだ



1. 労働法違反①



- 2003年の労働法での期間契約社員の雇用条件
 - 初回契約最長期間は24ヵ月
 - 更新後の最長契約期間は初回契約期間以下(最長24ヵ月)
 - 契約終了後は1ヵ月間のクーリングオフの後に最長12ヵ月間の延長が可能
- 2020年の雇用創出法による変更
 - 契約更新回数に関係なく最長契約期間は5年



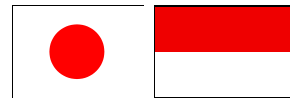
5年を超えて期間契約社員として雇用している



- 契約社員からの通告で、管轄の地方政府の労働監督局の調査を受けて発覚した場合に考えられる処罰;
 - 契約社員から正社員への登用
 - その後の定期的な監督官による立ち入り検査



2. 労働法違反②



- 2003年の労働法では12カ月間労働した後は、最低12日の年次休暇を与えることが会社側に義務付けられている。
- これは雇用形態に関係なく、期間契約社員にも適用される。
- 正規雇用の社員に与えられている他の福利厚生も同様に適用される。



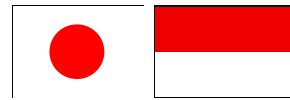
12カ月以上の期間契約社員に福利厚生を与えていない



- 契約社員からの通告で、管轄の地方政府の労働監督局の調査を受けて発覚した場合に考えられる処罰；
 - 12カ月時点に遡っての休暇や諸手当の付与
 - その後の定期的な監督官による立ち入り検査



3. 労働法違反③



- 大規模企業は就業規則、労働組合結成後は労働協約、の作成が義務付けられている。
- 外国投資企業(PMA)はその規模あるいは資本比率に関係なく、大規模企業に分類される。



就業規則を作っていない

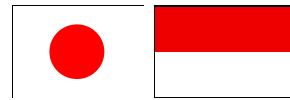


- 会社設立時に管轄の地方政府の労働監督局に提出する義務があり、調査を受けて発覚した場合に考えられる処罰；
 - 労働監督局主導での就業規則策定
 - その後の定期的な監督官による立ち入り検査

[インドネシア工場の就業規則作成の要点](#)



4. 労働法違反④



- 大規模企業は賃金テーブルを策定し、従業員に公開することが義務付けられている。
- 外国投資企業(PMA)はその規模あるいは資本比率に関係なく、大規模企業に分類される。



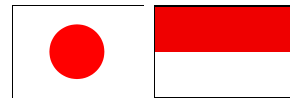
賃金テーブルを作って公開していない



- 会社設立時に管轄の地方政府の労働監督局に提示する義務があり、調査を受けて発覚した場合に考えられる処罰;
 - 労働監督局主導での賃金テーブルの策定
 - その後の定期的な監督官による立ち入り検査



5. 労働法違反⑤



- 大規模企業は人事評価制度を策定し、従業員に公開することが義務付けられている。
- 外国投資企業(PMA)はその規模あるいは資本比率に関係なく、大規模企業に分類される。



人事評価制度を作って公開していない



- 会社設立時に管轄の地方政府の労働監督局に提示する義務があり、調査を受けて発覚した場合に考えられる処罰；
 - 労働監督局主導での人事評価制度の策定
 - その後の定期的な監督官による立ち入り検査



6. 労働法違反⑥



- 大規模企業は就業規則、労働組合結成後は労働協約、の作成が義務付けられている。
- 外国投資企業(PMA)はその規模あるいは資本比率に関係なく、大規模企業に分類される。
- 就業規則あるいは労働協約の2021年以降の更新は、2020年の雇用創出法による労働法の変更には従うことが義務付けられる。



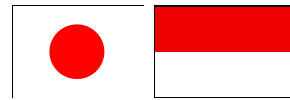
更新された就業規則が雇用創出法案に則っていない



- 更新時に管轄の地方政府の労働監督局に提出する義務があり、調査を受けて発覚した場合に考えられる処罰;
 - 労働監督局主導での就業規則の更新
 - その後の定期的な監督官による立ち入り検査



7. 労働組合法違反①



- インドネシアの労働組合法では、企業内の10名以上の従業員が、労働組合の結成に同意している場合は、会社はそれを認めて諸々の便宜を図らなくてはならないとしている。
- また、一つの企業において、10名以上の従業員が同意すれば、複数の企業内労働組合を結成することが出来る。



企業内労働組合結成を阻止している



- 労働組合の結成を希望している従業員から訴えられた、管轄の地方政府の労働監督局から、結成を認めるように指導を受ける。
- 労働組合の結成を希望している従業員から訴えられた、その地域の労働組合上部組織が、工場の前で組合結成を求めるデモを行う。
- 上部組織の指導の下に、従業員によるストライキが決行され、生産活動が停止する。



8. 外国人雇用法違反①



- 2020年の雇用創出法では、外国人労働者に対する職務の制限は撤廃され、従来は禁止されていた経理と人事の管理者の職種は解放された。
- しかし、外国人雇用法では、人事の管理職はインドネシア人に限定されている。
- そのため、外国人は取締役あるいはコミサリスの立場で、人事の管理者の業務を監督することのみが認められる。



日本人駐在員が従業員の雇用契約書に署名する



- 管轄の地方政府の労働監督局に発覚した場合、内部調査が入り、最悪の場合は該当する駐在員は強制出国の処分を受ける。



9. 外国人雇用法違反②



- 到着ビザで入国した場合の活動は、事務所内での会議への出席や、取引や投資に関する商談あるいは交渉に限定される。
- 生産現場での技術指導や機械設備の修理に携わる場合は、滞在期間に関係なく、就労ビザを取得し、現地での所得に基づき納税する義務がある。



到着ビザで入国した技術者が工場の機械を修理する



- 会社関係者などからの通報により、入国管理局に発覚した場合は、その出張者は強制出国の処分を受け、インドネシアへの再入国は出来なくなる。

[インドネシア入国ビザの取り方](#)



10.外国人雇用法違反③



- 到着ビザあるいは短期商用ビザで入国した場合でも、過去一年間の累計滞在日数が163日(6ヵ月)以上の場合は、納税の義務が生じる。



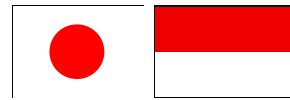
非居住の日本人社長が半年を超えて無納税で滞在する



- インドネシアの空港で出国手続きをする際に、入国管理局の相場で試算された見做し所得税を請求される。
- 参考例: 月額所得100万円 × 所得税率30% × 6ヵ月 = 180万円
- 交渉して金額を減らしても、支払わないと帰国の航空便には乗れない。



11.外国人雇用法違反④



- 外国人がインドネシア国内で仕事をする場合は、その形態に関係なく就労ビザを取得しなくてはならない。
- ボランティアなどの無報酬の社会活動であっても、それに必要なビザの取得が義務付けられている。



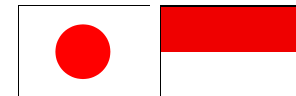
駐在員の奥さんが日本での経験を活かしてアルバイトをする



- 周囲の関係者が入国管理局に通報して発覚した場合、即刻強制出国の処分を受け、インドネシアへの再入国は出来なくなる。。
- 出国の条件として、これまでに得た報酬に対する所得税の支払を求められる可能性もある。



12.税法違反①



- インドネシアの国内企業の借入は、基本的にルピア建に限られている。
- 日本本社からの借入金、いわゆる親子ローンも、ルピア建での借入となり、支払利子も、インドネシア国内でのルピア借入金に対する支払利子と同等の利率を適用することが義務付けられる。



本社からの親子ローンの利子を払わない



- インドネシア側では支払利子の分の利益が増え、税収も増えるため大きな問題にはならないが、本来は海外送金の際の源泉徴収税があるはずとして、追徴される可能性がある。
- 日本側では本来は受取利息があるはずとされ、追徴課税される可能性がある。



13. 税法違反②



- 所得税の課税対象は基本給と固定的な福利厚生手当の合計である。
- 日本人駐在員用に会社が用意する社用車の、リース料ならびに維持費は課税対象となる。
- 日本人駐在員用に会社が契約して賃料を負担する、家賃は課税対象となる。



日本人駐在員の社用車費用と社宅家賃を所得に計上していない



- 後日発覚した場合は、追徴課税の処罰を受ける。



14.税法違反③



- インドネシアでの減価償却は、設備機械が4種類、建物が3種類に細かく分類され、定額法と定率法別に償却率が規定されている。



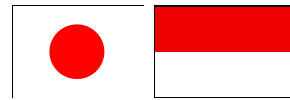
設備機械の減価償却が税法に則っていない



- 規定よりも高額の償却を行ったことが国税庁に発覚した場合、利益隠しと見做され、追徴課税の処分を受ける。



15. 税法違反④



- 原則として、会社が設立された時点から、会計処理を始めなくてはならない。
- 従業員を採用した時点から、所得税の源泉徴収と納税の義務が生じる。
- 土地や建物を購入した際には、不動産取得税を支払う義務がある。
- 材料仕入支払や製品販売代金収入に付随する付加価値税の差額を納税する義務が生じる。



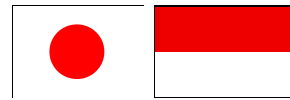
初年度は赤字だったので法人税の確定申告をしなかった



- 立上初年度は大目に見てもらえるが、翌年の所得税控除が難しくなる。



16. 投資法違反①



- 外国投資企業の事業許可は、最低投資額100億ルピア単位で、1社1事業に限定されている。
- そのため、別の新たな分野の事業を始める際には、更に最低100億ルピアの増資を行うことが義務付けられる。



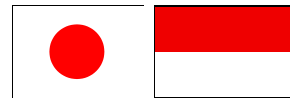
工場の一画を、知り合いの日本企業に賃貸して使わせる



- 特定の分野での製造事業許可で操業が認められているが、建物の賃貸事業はその中に含まれていない。
- よって違法操業と見做され、即時撤収を命じられるか、最悪の場合は自社の事業許可も没収され、インドネシア事業からの撤退を、余儀なくされる場合も考えられる。



17.土地利用法違反①



- インドネシアの全ての土地そのものは国が所有し、インドネシア国籍の個人あるいは法人のみが、土地利用権を売買出来る。
- 工場建設が目的で土地を売買する際は、建設利用権(HGB:Hak Guna Bangunan)の取引となる。
- 建設利用権HGBの有効期間は、新首都IKNを例外として、当初30年、その後20年の無料更新、そして30年の有料延期とされている。



土地の建築利用権を更新していない



- 当初の有効期間は30年であるが、買う前に既に使われていると、その分だけ早く更新期限が来るので、気が付かないまま利用権が無効になっている。



18. 建築法違反①



- 建築法により、土地面積に占める建物床面積の比率である建蔽率の他に、建物の軒先の高さにより、建物と土地の境との空き地の幅 (Set Back) が規定されている。
- それにより、建物外壁と塀との間に、暫定的にテントやトタン板で屋根を掛けて、仮設のスペースを設けることは可能であるが、半永久的な構築物を設置することは認められない。



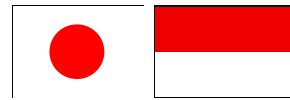
工場建屋の裏の塀との空間を倉庫に改造した



- スレートの屋根とブロックの壁で増設し、スチールドアを備えた材料倉庫などは建築法に違反した建造物となり、当局に発覚した場合は即刻取り壊しとなる。



19.環境法違反①



- インドネシアではBahan(材料) Beracun(有毒) dan Berbahaya(危険)の頭文字を取り3Bと呼ばれる有害廃棄物は、事業者自身で処理をするか、処理業者に委託することが義務付けられる。
- インドネシアで唯一の総合環境・廃棄物処理企業は、有害廃棄物処理会社PPLiである。



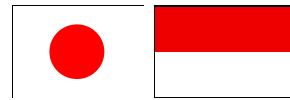
有害な廃棄物を現地の産廃回収業者に引き取ってもらう



- インドネシアの産廃回収業者は、主に再利用可能な材料を扱う者で、それ以外の廃棄物は不法投棄されると考えるべきである。
- 発覚した場合は罰金の支払が科されるか、悪質な場合は操業停止を命令されることもある。



20.貿易管理法違反①



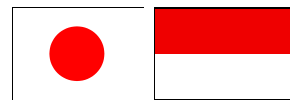
- 海上貨物、航空貨物、鉄道貨物、国際宅急便、国際郵便、旅客手荷物、デジタルデータ送信など、手段に拘わらず、国境を越えて受け渡しされる物品やサービスは貿易の対象となる。
- 貿易の対象については、輸出入国の法律に則り、申告、検査、税金支払などが義務付けられる。



高価な精密部品を個人荷物として無申告で日本から持ち込んだ



- 空港の税関などで発覚した場合は、法外な輸入税を請求されたり、没収されたりすることがある。
- 悪質な場合は、密輸入の罪で訴えられて、実刑または罰金刑を言い渡されることもある。



インドネシア進出サポート公式サイト

インドネシア進出準備から撤退までの要点を簡潔にまとめたサイトです
(Googleトップランキング)

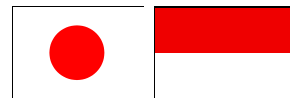
インドネシア最新情報ブログ

あらゆる分野での情報を毎日、どんなメディアよりも早く紹介しています

インドネシア進出サポートウェブセミナー

公式サイトに掲載されたセミナースライドサンプルの中から、ダウンロード件数の多いもの順に音声解説付きのスライドをアップロードしています

**愛する二つの祖国である、日本とインドネシアの発展のため、
全てのコンテンツは無料で公開されています**



ご清聴ありがとうございました
ここからは質疑応答です